

平成25年4月から国民年金に任意加入されている

60歳以上65歳未満の方も 国民年金基金に加入できるようになりました!

国民年金基金とは

自営業者やフリーランスなどの方々が、ゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せをした年金をお支払いする公的な年金制度です。

加入できる方は

国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入*されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

* 国民年金の任意加入制度は、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの市区役所・町村役場に申し出ることでも国民年金に加入することができる制度です。

国民年金基金のメリット

終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本になりますので、長い老後の生活に備えることができます。

税制上の優遇

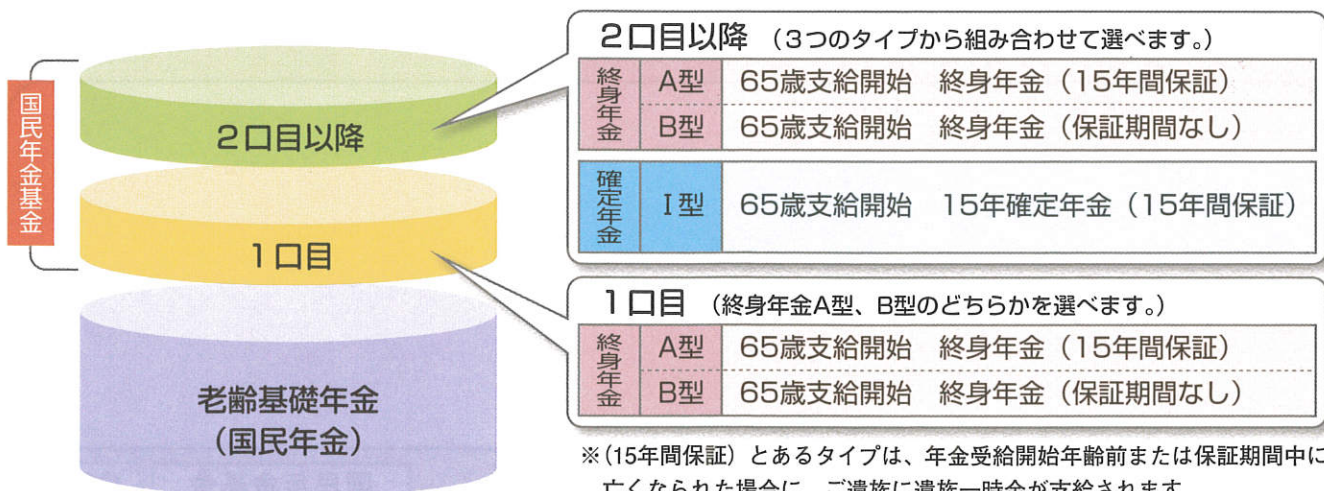
掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

加入は口数制です

給付（年金）の型は、終身年金2種類（A型・B型）と確定年金1種類（I型）の3種類があります。1口目（必ず加入）と2口目以降（自由に選択）を組み合わせる選択ができ、掛金の上限（月額68,000円）以内であれば何口でも加入できます。

加入時の年齢（月単位）ごとに年金額が設定されていますので、何口加入するかによって受け取る年金額が決まります。

※確定年金の年金額は、終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超えることはできません。



※（15年間保証）とあるタイプは、年金受給開始年齢前または保証期間中に亡くなられた場合に、ご遺族に遺族一時金が支給されます。

掛金および年金額

●掛金（月額）

（単位：円）

性別	給付の型	1口目		2口目以降		
		終身年金		終身年金		確定年金
		A型	B型	A型	B型	I型
男性		19,610	18,090	9,805	9,045	7,000
女性		22,660	22,000	11,330	11,000	7,000

●年金額（男女共通1口当たり）

（単位：円）

加入時年齢	加入期間	年金額（年額）男女共通				
		1口目		2口目以降		
		A型	B型	A型	B型	I型
60歳0月	60月	60,000		30,000		
61歳0月	48月	47,580		23,790		
62歳0月	36月	35,370		17,685		
63歳0月	24月	23,380		11,690		
64歳0月	12月	11,590		5,795		

※年金額は、加入時年齢（月単位）によって異なり、上記は65歳まで加入した場合のものとなります。

※加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。上記年金額は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位（加入している全ての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）になります。

●加入例

60歳の誕生月に、1口目としてA型、
2口目以降でA型2口に加入した場合（加入期間60月）

65歳からの年金額（年額）

1口目：A型 60,000円

2口目以降：A型2口 60,000円（30,000円×2口）

合計 120,000円

※掛金額については上記「掛金（月額）」表をご覧ください。

国民年金基金に加入中の方は

国民年金基金は、60歳になると加入資格が喪失します。

60歳以降に国民年金に任意加入される方で、国民年金基金にも加入を希望される場合は、改めてご加入の手続きが必要です。

※60歳までの加入内容を継続することはできません。